六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の二第十四項に規定する技術上の基準に適合するものにおいて、規則第十二条の七第十四項に規定する維持管理の技術上の基準に従い溶融する方法

二・三　（略）

四　石綿含有一般廃棄物を前三号に掲げる方法による処理を行う設備に投入するため必要な破砕又は切断を当該処理を行う施設において行う方法（第二号に掲げる方法（石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成十八年七月環境省告示第百号。以下「無害化処理告示」という。）第三条及び第四条の規定が適用される場合に係るものを除く。）による無害化処理を行う設備に投入する場合にあっては、規則第十二条の二第十四項第六号イからハまでに掲げる要件を備えた破砕設備を用い、かつ、規則第十二条の七第十四項第十一号イからニまでに掲げる維持管理の技術上の基準に従い破砕又は切断を行う方法に限る。）

五　（略）

2　（略）

（石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法）

**第二条**　令第六条第一項第二号ニ⑵本文の規定による石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　法第十一条第二項の規定により市町村がその事務として産業廃棄物を処理する場合において、法第九条の三第一項の規定による届出をした市町村の当該届出に係る一般廃棄物処理施設又は当該産業廃棄物の処分を市町村以外の者に委託する場合に係る令第五条第一号に掲げる一般廃棄物処理施設であって、規則第十二条の二第十四項（第六号を除く。）に規定する技術上の基準に適合するものにおいて、規則第十二条の七第十四項（第十一号を除く。）に規定する維持管理の技術上の基準に従い溶融する方法

四　石綿含有産業廃棄物を前三号に掲げる方法による処理を行う設備に投入するため必要な破砕又は切断を当該処理を行う施設において行う方法（第二号に掲げる方法（無害化処理告示第五条及び第六条の規定が適用される場合に係るものを除く。）による無害化処理を行う設備に投入する場合又は前号に掲げる方法による処理を行う設備に投入する場合にあっては、規則第十二条の二第十四項第六号イからハまでに掲げる要件を備えた破砕設備を用い、かつ、規則第十二条の七第十四項第十一号イからニまでに掲げる維持管理の技術上の基準に従い破砕又は切断を行う方法に限る。）

2　（略）

**第五条**　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ⑹に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物（平成十八年環境省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の二第十三項に規定する技術上の基準に適合するものにおいて、規則第十二条の七第十三項に規定する維持管理の技術上の基準に従い溶融する方法

二・三　（略）

四　石綿含有一般廃棄物を前三号に掲げる方法による処理を行う設備に投入するため必要な破砕又は切断を当該処理を行う施設において行う方法（第二号に掲げる方法（石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成十八年七月環境省告示第百号。以下「無害化処理告示」という。）第三条及び第四条の規定が適用される場合に係るものを除く。）による無害化処理を行う設備に投入する場合にあっては、規則第十二条の二第十三項第六号イからハまでに掲げる要件を備えた破砕設備を用い、かつ、規則第十二条の七第十三項第十一号イからニまでに掲げる維持管理の技術上の基準に従い破砕又は切断を行う方法に限る。）

五　（略）

2　（略）

（石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法）

**第二条**　令第六条第一項第二号ニ⑵本文の規定による石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　法第十一条第二項の規定により市町村がその事務として産業廃棄物を処理する場合において、法第九条の三第一項の規定による届出をした市町村の当該届出に係る一般廃棄物処理施設又は当該産業廃棄物の処分を市町村以外の者に委託する場合に係る令第五条第一号に掲げる一般廃棄物処理施設であって、規則第十二条の二第十三項（第六号を除く。）に規定する技術上の基準に適合するものにおいて、規則第十二条の七第十三項（第十一号を除く。）に規定する維持管理の技術上の基準に従い溶融する方法

四　石綿含有産業廃棄物を前三号に掲げる方法による処理を行う設備に投入するため必要な破砕又は切断を当該処理を行う施設において行う方法（第二号に掲げる方法（無害化処理告示第五条及び第六条の規定が適用される場合に係るものを除く。）による無害化処理を行う設備に投入する場合又は前号に掲げる方法による処理を行う設備に投入する場合にあっては、規則第十二条の二第十三項第六号イからハまでに掲げる要件を備えた破砕設備を用い、かつ、規則第十二条の七第十三項第十一号イからニまでに掲げる維持管理の技術上の基準に従い破砕又は切断を行う方法に限る。）

2　（略）